

介護のための日本語テストの公募・審査について

令和4年12月2日（金）、介護のための日本語テストの作成・運用を行う事業者の応募受付を開始しました。ご応募いただける事業者の方は以下の内容を確認し、必要事項を記載の上、審査申込要綱等の資料請求窓口にメールにてご連絡をお願いします。

1. 背景・趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度下において、介護職種での技能実習を行うためには、介護施設利用者等とのコミュニケーションを図る能力を担保するため、技能実習生の日本語能力が一定水準以上であることが必要とされています。

具体的には、第1号技能実習生は、日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められること（N4相当）、第2号技能実習生等に移行するためには日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められること（N3相当）が求められております。

そこで、内閣官房健康・医療戦略室（以下「当室」という。）は、有識者により構成された「介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、アジア健康構想のもと、効果的な介護職種の技能移転及び実習生の負担軽減を図るため、個々の実習生の能力がN4相当又はN3相当であると認めるテストの中に、介護現場におけるコミュニケーションに重点を置いた日本語テスト「介護のための日本語テスト」（以下「当該テスト」という。）を創設いたしました。今般、当該テストを作成・実施する主体の公募・審査を行います。

2. 介護のための日本語テストの作成・運用を行うための要件

「審査提出書類 作成の手引き」に掲載されている認定要件を全て満たしていることが必要です。

3. 認定手続等

(1) 確認方法

検討会において、当該テストの実施主体及びその試験が認定要件を満たしているか、確認を行います。

その際、提出書類を検討し、必要に応じて申込者及び関係者からのヒアリングを行うとともに、追加の書類提出をお願いすることがあります。なお、ヒアリングや追加の書類提出は複数回に及ぶ可能性がございます。

(2) 募集・審査スケジュール（予定）

- ① 申込受付 : 令和4年12月2日（金）～令和5年1月31日（火）
- ② 検討会における審査 : 令和5年2月24日（金）
- ③ 追加ヒアリング、再提出 : 令和5年3月10日（金）迄
- ④ 結果の公表 : 令和5年3月15日（水）

4. 審査申込要綱等の資料請求窓口

介護のための日本語テスト事務局

株式会社 NTT データ経営研究所

メールアドレス : r4-ahwin-kaigo “AT” nttdata-strategy.com

※必要記載事項 : 会社名、部署名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス

※メールアドレスの” AT” は@に置き換えて送信してください。

【連絡先】

内閣官房健康・医療戦略室

櫻井、秋間

TEL 03-3539-2604